

新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）

議事概要

1 日時

令和3年1月22日（金）17時26分～17時48分

2 場所

官邸2階大ホール

3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

外務大臣 茂木 敏充

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

防衛大臣 岸 信夫

内閣官房長官 加藤 勝信

復興大臣 平沢 勝栄

内閣府特命担当大臣 河野 太郎

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 井上 信治

内閣府副大臣 赤澤 亮正

内閣府副大臣 藤井 比早之

法務副大臣 田所 嘉徳

財務副大臣 中西 健治

文部科学副大臣 田野瀬 太道

経済産業副大臣 江島 潔

環境副大臣 堀内 詔子

警察庁長官 松本 光弘

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣危機管理監 沖田 芳樹

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣広報官 山田 真貴子

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 木村 聡

内閣審議官（内閣情報官代理） 河野 真

4 議事概要

【厚生労働大臣】

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、昨日1月21日時点での全国の新規感染者は5,662人、一週間の移動平均では5,846人となっております。

新規感染者数は、先週までの急増傾向から転じ、おおむね横ばいで推移していますが、対人口10万人とすると、全国では32.43人、東京に至っては76.08人と、依然として高い水準で推移している状況です。

また、重症者数は1,011人、亡くなった方も87人と、増加傾向にあります。

1月7日及び13日の緊急事態宣言の効果も含め、引き続き強い危機感を持って注視していく必要があります。

また、医療提供体制については、入院者数、重症者数が増えるのに伴い、病床利用率等も全国的に増加しています。

このように非常に厳しい状況が続いていることから、昨年末に、「医療提供体制パッケージ」をとりまとめましたが、さらに本日、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる後方支援病床を確保するため、診療報酬を通じて支援を強化することとしました。

受け入れ病床の選択肢を広げるとともに、新型コロナウイルス感染症の入院患者が回復してきた際の転院を支援することで、重症患者を含む新規患者の受け入れ余地を高めることにつなげたいと考えております。

引き続き、自治体と一体となって医療提供体制の確保に取り組めます。

続いて、資料2の1ページを御覧ください。新型コロナワクチンの接種の目的等について私から説明します。ワクチンの接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果としてまん延の防止を図ることを目的に実施します。

次に、接種の実施体制について説明します。ワクチンの接種は、私の指示の下、都道府県の協力により、市町村において実施することとなります。この役割分担の下、国はワクチンや針・シリンジの購入や接種順位の決定等を、都道府県は地域の卸売業者との調整や医療従事者等への接種体制の調整等を、市町村は医療機関との委託契約や接種費用の支払、住民への接種券の送付等を行います。また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないように、予防接種法に基づき、国が必要な財政措置を講じます。

最後に、ワクチンの接種順位について説明します。医療提供体制の確保等のため、まずは医療従事者等への接種、次に重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者や高齢者施設等の従事者に接種することを検討しており、今後速やかに決定します。その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種をできるようにしていきます。

【河野国務大臣】

資料2の2ページを御覧ください。新型コロナワクチン接種に向けた国・自治体の

準備の調整状況について説明します。ワクチンの確保状況ですが、モデルナ社ワクチン5,000万回分、アストラゼネカ社ワクチン1億2,000万回分、ファイザー社ワクチン1億4,400万回分の合計3億1,400万回分の供給を受けることについて契約締結に至っています。

ワクチンの輸入と国内輸送についてですが、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社のいずれも、航空会社の確保や税関との調整など、輸入に必要な手続を進めています。ファイザー社は、12月23日に、海外のワクチン工場から国内到着空港の保税エリアへの搬入まで、国際輸送の検証を行いました。また、ファイザー社のワクチンは、運送会社が陸送する体制を構築し、12月15日～18日にかけて、鹿児島と沖縄への輸送の検証も行いました。

ワクチンに必要なフリーザー2万台（マイナス75度用1万台、マイナス20度用1万台）についても、国で確保済みです。

接種体制の確保に関して、1月27日に、川崎市立看護短期大学で、集合接種会場の設営や運営、ファイザーのワクチンの取扱いなどについて訓練を行うことを予定しています。

3ページを御覧ください。接種体制についてですが、まずは、先行接種として国立病院などで、約1万人の医療従事者に接種を行い、続いて約370万人の医療従事者等に接種を行います。先行接種を行うのは100の病院で1月20日に通知をしました。自治体の接種実施計画については、1月中を目途に先進事例の計画を自治体に示していきたいと考えています。これらを参考に、速やかに市町村に予防接種実施計画を策定いただきます。

4ページを御覧ください。医療従事者の次に、約3,600万人の高齢者から接種を開始し、その後、基礎疾患を有する者、高齢者施設等に従事する者、それ以外の者の順番で順次、接種をしてまいりたいと思いますが、ワクチンの具体的な供給スケジュールについてまだ今後調整が必要ですので、調整しながら、国民の皆様ができる限り速やかに接種のスケジュールをお示しできるよう努めていきたいと思っています。

最後に広報関係についてですが、本日、官邸ホームページにワクチン接種の特設ページを新設し、ワクチン接種専用ツイッターも開設しました。各省庁のSNSなどで広報いただければ幸いです。

【外務大臣】

ワクチン接種をめぐる世界の状況について、昨日の時点で、世界63か国がワクチン接種を既に開始しており、さらに、21か国・地域が接種の準備に入っています。

例えば、世界最速のイスラエルでは4人に1人、人口の26.6%、英国では7.4%、米国では4.6%、イタリアでは2.1%が既にワクチン接種を受けています。事実関係として、G7で接種を開始していないのは日本だけです。

新しい体制で、総理の御指示の下、関係者には多大な御尽力を頂いていると思いますが、より迅速に日本でもワクチン接種ができるよう、取組を加速化すべきと考えております。外務省としても最大限協力したいと思っています。

【西村国務大臣】

資料3を御覧ください。全体像を説明いたします。今般の緊急事態宣言では、昨年来の経験・知見やデータを踏まえ、昨年4・5月のように全国で経済活動を幅広く人為的に止めるのではなく、集中的に感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底しております。

その中でも、これらの措置によって厳しい影響を受ける事業者の皆様、不安を抱え生活に困っている方々に対し、その影響を最小限に食い止めるため、この資料に掲げる支援策を重点的・効果的に講じることとしております。

1ページ目、事業継続への支援としては、時短要請に協力いただく飲食店の皆様に対しては、大企業を含め、月額換算最大180万円の協力金で支援していくほか、緊急事態宣言地域における飲食店と直接・間接の取引がある、または不要不急の外出自粛による直接的な影響を受けたことで、売上が50%以上減少した中小事業者の皆様に対しては、最大40万円の一時金を支給することとしております。また、イベント事業者の皆様に対しては、会議場費やチケット払戻し代など最大2,500万円のキャンセル費用の支援、資金繰り支援としては、実質無利子・無担保融資の融資上限について、民間金融機関は4,000万円から6,000万円、公庫等は最大2億円から3億円への拡充、といった支援策を講じることとしております。

2ページ目、雇用を守る観点からは、月額上限33万円の雇用調整助成金の特例措置や休業支援金については、2月末までとしておりましたが、緊急事態宣言が全国で解除される月の翌月末まで延長いたします。また、時短営業等に協力いただく飲食店等に加え、業況が厳しい大企業に対して、地域・業種を問わず、雇調金の助成率を75%から100%に引き上げることとしております。なお、雇用調整助成金や休業支援金は、パート・アルバイトの方々も対象であり、また、シフト減少による休業にも利用できるという点については、事業主や雇用者の皆様にしっかり周知を行うことが重要です。

また、困窮する方々の生活を守る観点からは、緊急小口資金等の特例貸付について、返済開始時期を来年3月末まで延長するとともに、住居確保給付金について、就業などにより一旦支給が終了していた方は、解雇等に限らず、収入が減少した場合には、3か月間の再支給を可能とします。このほか、自治体を通じた生活相談支援、自殺防止対策などきめ細かな支援を行うこととしております。

3ページ目、事業規模74兆円の総合経済対策、第3次補正予算に盛り込まれた支援策として、中小企業への最大1億円の事業再構築補助金や、感染防止対策やテレワーク導入を支援する持続化補助金・IT補助金、また、宿泊施設や飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新の支援、地域公共交通の重点支援、在籍出向を活用した円滑な労働移動を促すための出向元、出向先双方への助成金、感染対策関係費の上乗せも通じた公共事業の円滑な執行、などをお示ししております。3次補正の早期成立を図り、これらを円滑・着実に執行していくことが重要です。

4ページ目、5ページ目は、冒頭申し上げた、経済状況を含め、経済支援策の全体像の背景となる考え方をお示ししております。

【経済産業副大臣】

この度、緊急事態宣言が再発令され、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛など、効果の高い対象に、しっかりとした対策を講じることとされました。

こうした対策の下で厳しい状況に置かれる飲食店への納入事業者などに対して、政府として一時金による支援を行うこととされたところです。

これを受けまして、経済産業省としては、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けたことにより、本年1月又は2月の売上高が対前年比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人40万円、個人事業者20万円を上限に一時金を支給することといたします。

また、一時金のほかにも、3次補正予算案に計上した事業再構築補助金や持続化補助金について、緊急事態宣言による影響を受けたことを証明する事業者が申請をされた場合には、優先的に採択します。

さらに、官民金融機関による実質無利子無担保融資の上限額を引き上げます。

加えて、特にイベント業界については、非常に厳しい経済環境に置かれている中、一層厳しい開催制限等が課されることとなります。

未来に向けて、今の状況を何とか乗り切っていただくべく、緊急事態宣言発令地域で予定されていた音楽コンサート、演劇、展示会などの開催を延期若しくは中止した場合、開催しなくてもかかってしまう会場費等のキャンセル費用を支援することといたします。

経済産業省として、引き続き、産業界の経済環境をしっかりと注視しながら、適切な対策をとってまいります。

【国土交通大臣】

緊急事態宣言に併せて、GoToトラベル事業は、全国一斉に一時停止の措置をとっておりますが、いずれの観光地でも宿泊客が激減し、休業を余儀なくされている宿泊事業者も少なくないなど、観光事業者・取引業者・公共交通事業者は、大変厳しい経営状況に置かれています。

国土交通省としては、現在、予約のキャンセルに見合う支援として、旅行費用の一定割合を支給させていただいておりますが、2月1日以降は、元々、同事業を利用した予約を受け付けていないため、こうした支援ができない厳しい状況です。

「1日も早い感染の収束が最大の支援」として、感染防止に注力してまいります。こうした状況が長引けば、事業継続を断念する観光事業者が増えてくる恐れもあるため、分科会の御指導を頂きながら、改めて、感染対策を徹底するなど、必要な見直しを行いつつ、事業の部分的な再開も含めて考えております。

令和2年度第3次補正予算案においては、同事業の延長のための予算等の観光関係の支援措置に加えまして、公共交通事業者に対しても、感染防止策を強化しつつ、路線の維持や事業の継続を図るための支援措置を盛り込んだところです。

観光や交通は人手を要する産業であり、雇用調整助成金などの支援措置は事業を継続する上で生命線であり、大変感謝されています。国土交通省としては、関係事

業者がコロナ禍の危機を乗り越えられるよう、各地方運輸局に相談窓口を設け、こうした各種の支援措置が十分活用されるよう、引き続き働きかけて参ります。

【農林水産大臣】

農林水産省におきましては、緊急事態宣言に伴う一時金による支援の対象とならない方も含め、農林漁業者等の皆様の生産基盤を守るため、これまでの補正予算等に加えて、今国会に提出しました第3次補正予算に様々な事業を計上しております。

具体的には、需要減少、価格低下等の影響を受けた生産者等の皆様には、販売の促進や販路の多様化に向け、学校給食への食材提供やインターネット販売等の取組への支援、在庫の滞留等が生じている米や畜産物、水産物の生産者等の皆様には、計画的な販売に取り組むための保管経費等への支援、さらに、減収が生じた生産者等の皆様には、農業経営収入保険制度等の経営安定対策や、資金繰り支援のための無利子・無担保等の措置、加えて、輸出や生産基盤強化に取り組む生産者等の皆様には、海外とのオンライン商談等の支援、輸入原料から国産原料に切替えを進めるための施設整備支援など、様々な支援策を講じてまいります。

今後とも、関係業界の状況を注視しつつ、農林漁業者等の皆様に寄り添いながら、経営を支えてまいりたいと考えております。

【文部科学副大臣】

文化芸術・スポーツ関係のイベント等については、これまでも主催者等により徹底した感染症対策が行われてきたところであり、御協力に感謝いたします。

この度の緊急事態宣言の発令により、収容人数や開催制限の変更等を余儀なくされるイベントが少なからずあると承知しています。

イベント開催制限の影響を受ける文化芸術・スポーツ関係団体等に対しては、通常国会で第3次補正予算案が成立することを前提とし、キャンセル料や公演の開催準備に要した経費等を支援することを予定しています。

さらに、今般の緊急事態宣言により苦境に立たされている関係者の声を十分に聴きつつ、関係省庁と連携し、文化芸術活動やスポーツ活動の再開・継続・発展を支えるための新しい支援策を検討してまいります。

【厚生労働大臣】

厚生労働省では、緊急事態宣言を踏まえた追加支援策として、まず雇用調整助成金の特例措置等については、現在、2月末までの措置としていますが、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長するとともに、生産指標が一定以上減少した全国の大企業について、助成率を最大10/10に引き上げる予定です。

なお、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、段階的に縮減していきませんが、その際にも、感染が拡大している地域や特に業況が厳しい企業には特例を設けて対応する予定です。

また、引き続き緊急小口資金等の特例貸付を行うとともに、その返済開始時期を令

和4年3月末まで延長することといたしました。それに加え、住居確保給付金の支給が一旦終了した方への再支給を可能としています。

これら追加支援策については、内容を分かりやすくまとめたリーフレットを作成することなどにより周知を徹底し、国民の皆さまに支援が行き届くよう、努めてまいります。

【内閣総理大臣】

緊急事態宣言が1都3県に発出されてから2週間がたちました。全国の新規感染者数は若干減少はしているものの、いまだに極めて高い水準であります。引き続き、強い危機感を持って、飲食店の時間短縮、不要不急の外出自粛、こうした対策を徹底する必要があります。

また本日、実効的な対策を講じるために、特措法、感染症法の改正案を国会に提出いたしました。

こうした中、感染対策の決め手となるワクチンについて、先日、3社から合計3億1,400万回分の供給を受ける契約の締結に至りました。

国民の皆さんに安全で有効なワクチンを速やかにお届けし、そして一日も早く感染を収束させ、安心して暮らせる日常を取り戻す。このため、全体調整と国民への情報発信を担う河野大臣を始め、関係大臣が連携して、政府を挙げて取り組んでまいります。

ワクチン接種に必要な費用は国が負担します。自治体の皆さんには、迅速な接種ができるよう、準備を進めていただくようお願いいたします。

また、今般の緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像を取りまとめました。この中で、雇用調整金の特例措置については、緊急事態宣言が解除される翌月まで延長されるほか、生活が困窮している方々への住居の確保を支援するために、住居確保金の再支給を行うこととします。本日取りまとめた支援策を活用して、事業と雇用を支えてまいります。

各大臣におかれては、引き続き、緊急事態宣言の対策を徹底していただくとともに、国民の命と暮らしを守るため、全力で取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上